



2022 文総総第 635 号
令和 4 年 8 月 3 日

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 内山 忠明 様

文京区長 成澤 廣 修



令和 4 年度（情運）諮問第 2 号

予防接種法による予防接種の実施等に関する事務における重点項目評価書の第三者点検について、下記のとおり諮問する。

記

1 諮問の趣旨

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）による予防接種の実施等に関する事務における特定個人情報保護評価（以下「評価」という。）について、この度、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（以下「接種証明書」という。）のコンビニエンスストア等における自動交付（以下「コンビニ交付」という。）を実施することとなった。

接種証明書のコンビニ交付においては、コンビニエンスストア等のキオスク端末において申請受付時に個人番号を取得するため、個人番号の入手方法が増えることとなる。このことは、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものとして特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 11 条及び特定個人情報保護評価指針に規定する重要な変更にあたることから、評価の再実施を行うこととなった。

しきい値判断の結果、重点項目評価書を作成することとなり、本区においては、重点項目評価書の作成に当たって第三者による点検を行っているため、その適合性及び妥当性について、貴審議会に点検を依頼するものである。

2 添付資料

別添のとおり

3 担当

文京区総務部総務課情報公開・法務担当